

## 水位周知河川の新たな指定について（候補河川の抽出）

### 1 水位周知河川の定義

洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川（水防法第13条）

### 2 現状

洪水予報河川	1水系	2河川
水位周知河川	11水系	17河川
合計	12水系	19河川

### 3 水位周知河川指定の考え方

- ・ 規模があり、かつ、人口や資産が集中している河川（役場（支所）の所在地付近やD I D地区付近を流れる河川）
- ・ 重要水防箇所を有する河川
- ・ 水防箇所を有する河川
- ・ 地域バランスへも配慮など

### 4 水位周知河川の拡大について

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画における取組方針の中で、今後5箇年で水位周知河川の指定を促進することになっている。また、平成33年度を目途に簡易な方法も活用して河川水位等の情報を提供。（水害危険性の周知）

### 5 水位周知河川の新たな指定候補河川の抽出について

#### 【候補①】

- ①水位設定が可能な河川
- ②水防警報河川として水防活動が可能な河川
- ③流域面積が大きい河川
- ④流域の資産が大なる河川
- ⑤地域の代表的な河川
- ⑥浸水想定区域図（計画規模）が提供できる河川

#### 【候補②】

- ①水位設定が可能な河川（簡易な方法での設定で可）
- ②重要水防箇所，水防箇所を有し，活動体制が整う河川
- ③ソフト対策が急がれる河川
- ④市街地部や住宅地を流下する河川
- ⑤水位周知後に市町村が住民等に周知できる体制がある河川
- ⑥浸水想定情報が提供できる河川

◎神ノ川（錦江町），菱田川（曾於市，大崎町，志布志市）を候補河川として抽出

## 6 今後のスケジュール（案）

- ・ H31. 3 候補河川案及び水位設定案
  - ・ H31出水期までの協議会で候補河川の審議
- ・ H31. 6～ 候補河川における水位周知の試行
- ・ H32. 3以降 水位周知河川の新たな指定
  - ・ 協議会で指定河川の審議
  - ・ 水防計画への位置づけなど

## 7 その他

- 原則、水位計（危機管理型水位計を含む）がある河川を水位周知河川とする。
- なお、水位データが蓄積されてないなど、早期の指定が困難な河川についても、河川の状態に応じた簡易な方法等により浸水想定や河川水位等の情報を提供する方策を検討していく。
- 水位周知河川等については、洪水浸水想定区域図を公表する必要があることから、浸水想定情報の作成・提供方法の検討、調整が必要となる。
- 候補河川については、水位設定、浸水想定の情報提供、県内の地域バランス等を考慮して最終決定する。
- 試行期間は、水位周知河川、水防警報河川の指定に向けて課題等を確認する。

## ◎水位周知河川に指定した後の市町村の対応

### 事務手続き

- (1) 洪水浸水想定区域の指定(県)
- (2) 市町村地域防災計画に洪水予報等の伝達方法, 避難場所と避難経路, 要配慮者利用施設等の名称と所在地等を規定(市町村)
- (3) 洪水ハザードマップの作成・配布(市町村)
- (4) 要配慮者利用施設の避難確保計画の点検, 作成指示(市町村)

## ◎水位周知河川に指定した後の市町村の対応

### 水位情報の通知を受けた水防管理者の水防実務

- (1) 水位情報の受発信の体制(FAXの受信体制等)を整える。
- (2) 必要に応じて地域住民に避難その他の措置を取らせるものとする。
  - ・ 防災行政無線, 自治会防災無線等での周知
  - ・ 水防団による周知, 広報

## 【参考】水防警報河川に指定した後の市町村の対応

### 水防警報を受けた水防管理者の水防実務

- (1) 水防警報等の受発信の体制(FAXの受信体制等)を整える。
- (2) 関係住民に連絡する。
  - ・ 防災行政無線, 自治会防災無線等での周知
  - ・ 水防団による周知, 広報
- (3) 水防団(消防機関)を待機させ, 又は必要に応じて出動その他の措置を執らせる。

## (1) 洪水浸水想定区域の指定(県)

- 平成27年水防法改正により, 洪水浸水想定区域について, 従前の河川整備において基本となる降雨を前提とした区域から, 想定し得る最大規模の降雨を前提とした区域に変更され, 全国の河川で見直しが行われている。

### 洪水浸水想定区域

国又は県は, **水防法第14条第1項**の規定により, 洪水予報河川及び水位周知河川が氾濫した場合に, 洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため, 想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域として指定し, 浸水した場合に想定される水深, 浸水継続時間と併せて公表(関係市町村長へも通知)される。

・浸水継続時間……洪水時に避難が困難となる浸水深50cmを上回る時間の目安を示したもの

### 洪水浸水想定区域の公表により期待される効果

市町村による避難勧告等の適切な発令, 住民等の主体的な避難の取組が進むことが期待される。

## (2) 市町村地域防災計画への必要事項の記載

- 水防法により洪水浸水想定区域に指定された市町村は、住民等の円滑かつ迅速な避難を確保するための事項の市町村地域防災計画への規定、洪水ハザードマップの作成及び住民等への周知が義務づけられている。(水防法 § 15)

### 市町村地域防災計画において定めなければならない事項

災害対策基本法の特則

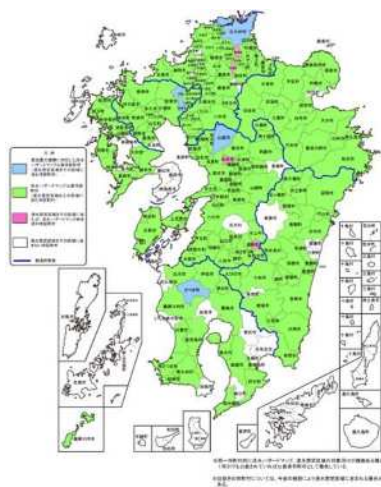
- ・ 洪水予報等の伝達方法
- ・ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ・ 市町村長が行う洪水等に係る避難訓練の実施に関する事項
- ・ 浸水想定区域内の一定の地下街等、要配慮者利用施設又は大規模工場等の名称及び所在地(これら施設への洪水予報等の伝達方法を含む)
- ・ その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

### 洪水ハザードマップの作成・住民等への周知

- ・ 洪水浸水想定区域図に洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項等を記載した洪水ハザードマップを作成
- ・ 印刷物の配布やインターネット等により住民等に周知

## (3) 洪水ハザードマップの作成・周知

- 市町村長は、国や県が指定・公表した洪水浸水想定区域をもとに、洪水予報等の伝達方法や避難場所等も記した洪水ハザードマップの作成・周知が義務づけられている。(水防法 § 15)



### 県内の洪水ハザードマップ公表状況

(平成29年3月31日現在)

鹿児島市	鹿屋市
枕崎市	出水市
垂水市	薩摩川内市
日置市	霧島市
南さつま市	南九州市
伊佐市	さつま町
湧水町	東串良町
南大隅町	肝付町

\* 作成対象市町村数・公表市町村とも16

\* さつま町は、想定最大規模降雨による洪水ハザードマップを作成

#### (4) 要配慮者利用施設利用者の避難確保に関する措置

- 市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設については、避難確保計画の作成等の水防法上の義務がある。

##### 要配慮者利用施設 (水防法 § 15 の 3 I・II)

平成29年法改正で義務化

- 避難確保計画の作成義務, 避難確保計画の市町村への**報告義務**
- 避難確保計画に基づく訓練の**実施義務**
- 自衛水防組織の設置の努力義務及び設置した場合の市町村への報告義務

##### 市 町 村 (水防法 § 15 II, § 15 の 3 III・IV)

- 洪水予報または水位到達情報について, 施設の所有者または管理者への伝達
- 施設に自衛水防組織が設置されている場合, 洪水予報または水位到達情報の自衛水防組織の構成員への伝達
- 避難確保計画の未作成施設に対する**避難確保計画の作成指示**
- 避難確保計画の作成指示を行った施設が正当な理由がなくその**指示に従わない場合の公表**